

会

報

贈呈

’81

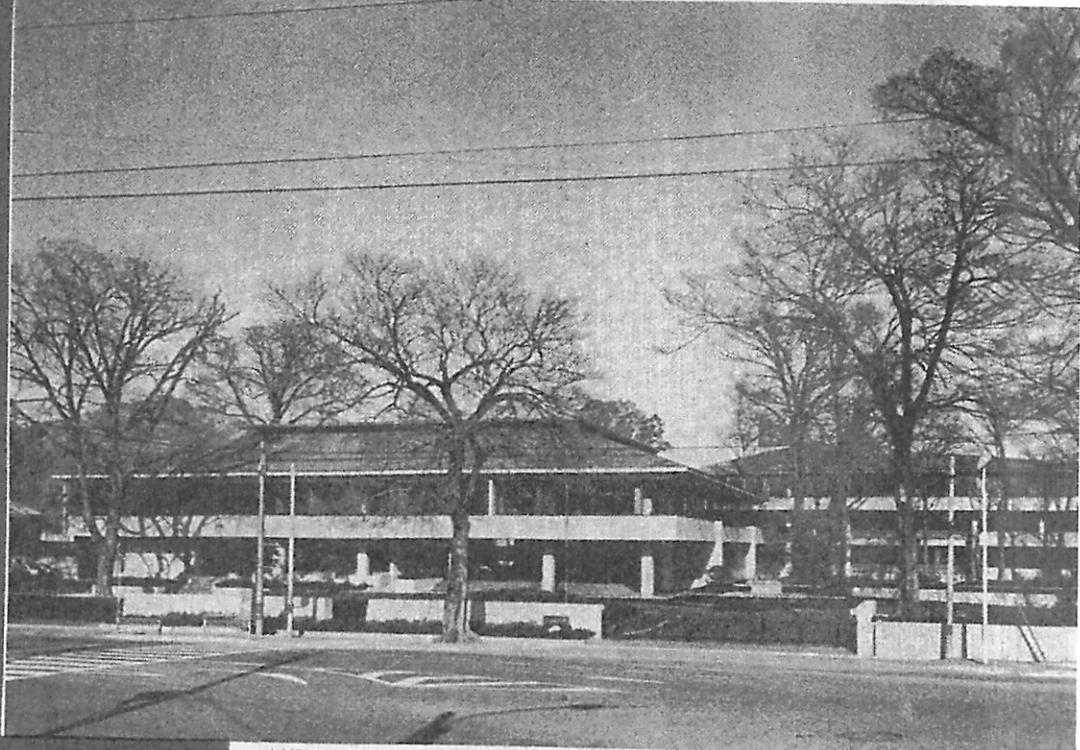
第75号



〔座談会〕  
〔講演〕  
〔実務研究〕  
〔書協実務研究室コーナー〕

〔資料〕

最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む	2
現況調査における法律関係	15
民事／少年	31
相続分の譲渡と遺産分割	49
遺産分割調停条項で実務上、問題になった事例	55
戻収容申請事件についての問題研究	59
最近の家庭事件裁判例（二・完）	64



表紙写真／京都家裁庁舎

全国裁判所書記官協議会

# 全国書協会報〔季刊〕第75号

## 目 次

卷頭言	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む	2
〔講演〕	
現況調査における法律関係	南 新吾 15
〔実務研究〕	
民事……民事執行法下における仮処分物の緊急換価について	福 西 豊 31
少年……少年審判事件における少年院・少年鑑別所に収容されている 少年に対する送達のあて先と抗告審決定の告知について	河 副 弘 36
少年……少年保護事件における鑑定留置の実務上の取扱いについて	濱 崎 俊 繼 40
〔書協実務研究室コーナー〕	
家事……相続分の額渡しと遺産分割	東京高裁管内支部家事実務研究班 49
家事……遺産分割調停条項で実務上、問題になった事例	高松高裁管内支部家事実務研究班 55
少年……戻収容申請事件についての問題研究	札幌高裁管内支部少年実務研究班 59
〔資料〕	
最近の家庭事件裁判例（二・完）	最高裁判所事務総局家庭局 64
〔本部と支部との交流会だより〕	
広島／大阪／福岡／東京／名古屋	94
〔判例紹介〕	
第二小法廷民事裁判から	114
第三小法廷民事裁判から	114
第一小法廷刑事裁判から	115

---

本部だより	112	「相談コーナー」ご利用のお願い	35
相談コーナー	58, 103	原稿募集	48
〈俳句〉かすみ俳句会	30	「会員の意見」欄開設について	109
〈編集手帖カット文字〉の解説…高木 良夫	102		
〈隨想〉公務員退職後の適職開発		増 田 康 明	93
〈隨想〉書記官の大量退職時代を迎えて		平 山 清	110
☆ 判例要旨紹介—民事—最高裁判所判例要旨（昭和56年1月～2月）			117
—刑事—最高裁判所判例要旨（昭和55年12月～昭和56年2月）			119
下級裁判所判例要旨（昭和53年5月17日～昭和54年3月16日）			120
—家事—最高裁判所判例要旨（昭和55年2月～3月）			141
下級裁判所判例要旨（昭和55年1月～6月）			141
《卷頭言カット》…後藤三男（元千葉地裁）			
《編集手帖カット》…高木良夫（新潟地裁高田支部）			

きと  
ところ  
麹町会館

昭和56年4月21日

# 各課長、参考官を中心とした 座談会

- 一 昭和56年度等級別定数について
- 二 書記官制度の展望について
- 三 簡易裁判所判事選考試の将来の見通しについて
- 四 民事執行法施行後の状況について
- 五 研修制度について
- 六 退職書記官の進路について
- 七 総務局三課の作業計画について
- 八 その他

北山 総務部長 それでは只今より、恒例の総務局、人事局の各課長、参考官を開む座談会を始めさせていただきます。まず最初に平山会長より、御挨拶をお願いいたします。

平山会長 本日は、総務局、人事局の各課長、参考官の方々には、御多忙中のところ、この座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この座談会は、これまで数回重ねてきておりますが、書記官も高齢化を迎えました。そこで、定年制法案が成立されるまでもなく、四、五年後には大量退職が始まるという問題をかかえております。また、仕事の上でも、民事執行法が施行されてから半年が過ぎましたが、そこから生じる問題をいろいろとあるようござります。本日は、そういういろいろな問題の解決について御教示をお願いしたいと思います。

なお、最近裁判所全体にとって好ましくない記事が新聞紙上をにぎわしております。

それでは早速テーマに入りたいと思います。本日は、まずはお話を聞いていただきたいとお願いします。

ますが、その中には、書記官の仕事のマネリ化と自覚の足りなさが原因となるで、発生したと思われるものもあります。そこで、そういう点についても、この座談会を通して、裁判所書記官としての自覚を再認識していただきたいと思っております。

北山 総務部長 本日はよろしくお願ひいたします。

この座談会の記事は、七月二〇日発行の会報七五号に掲載される予定でございます。が、書協会報の中で、会員にもっともよく読まれている記事のベストワンは、この座談会記事であると言われております。

それだけこの座談会の内容について、全国の書記官が関心を抱いているということになります。どうか、そういう趣旨の座談会記事であると言わせておりま

- 一 昭和56年度の等級別定数について

に

て

す。それが、まずテーマの「本年度の等級別定数について」お願いいたします。このテーマは、例年座談会テーマの最初にあげておりますが、私どもにとって最も関心のある問題でございます。その運用、来年度の見通し、それから、昨年の座談会でお話がありました等級別定数の回収という問題について、その後財政当局との間にどのような協議がなされたか等についても含せてお話をいただきたいと思いま

す。北川 総務部長 最初に昭和56年度の等級別定数の改定関係について申し上げ

## 特 集

# 最高裁給付局・人事局

### 出席者

最高裁判所側

總務局第一課長	荒井史男
同二、三課長	永井紀昭
同參事官	杉原正司
人事局給与課長	北川弘治
同任用課長	堀籠幸男
同參事官	正盛士郎

書記官協議会側

の概算要求と並行して折衝いたしまつた。その結果については、一般的に申しますと、厳しい財政状況と言われておりますとおり、定数の改定につきましては非常に厳しく現われてきております。私もいたしましては、そういう厳しい状況の中において、この定数の改定が裁判所職員にとって非常に大きな意味をもつて いるということから、できる限りの

ければならないと考えた部分については、相当程度の成果を上げ得たと考えております。

切り上げの関係で主に書記職に關係するものを申し上げますと、二等級から一等級への切り上げでは、高裁首席書記官が認められております。各高裁には首席書記官が二名ずつおりましたが、昭和五年度までの予算では、

るを一步踏み出す形になりましたので、今後の高裁首席書記官全員の「一等級」へのとっかかりとして非常に大きな意味をもつことになると考えております。そのほか一等級關係では、家裁首席書記官が「一、地裁事務局長が一、家裁首席調査官が一認められましたので、合計四が二等級から一等級への切り上げの数になつております。次に、三等級から二等級への

努力はしたつもりであります。しかし、改定数そのもの、例えば、切り上げの数においては相当大きな減少を見ております。それは、毎年にわたる切り上げの結果いろいろと状況が変化しておりますので、それに伴って減少する部分が出てくるのは当然なわけで、絶対数からいくと相当落ち込んだことになりますが、私が昭和五年年度の改定の要求をするに当り、特に重点をおいて要算しな

このうちの一名ずつ合計八名が一等級定数で、残りの八名が二等級定数でした。が、その二等級から一等級への切り上げが認められました。従いまして、現在一六の高裁首席書記官のうち従来の一等級八人にがふえましたので、一等級が九、二等級が七という結果になりました。これは、数は非常に微々たるものですが、これまで各高裁の上席の首席書記官などが一等級であつて、一等級の三

地・家裁の主任書記官が三三です。ちなみにこの関係では昭和五五年度の切り上げ数は五〇でしたので、率では昨年の六四等級から三等級への切り上げ数は、この関係では、家裁の本店課長が四、地・家裁支店課長が二三、簡裁課長が四四であります。五等級から四等級への切り上げでは、書記官のいわゆる平四が五二です。この関係では昭和五五年度は一四八でしたので三分の一近くに落ち込んでおります。これは先程もちょっと申し上げましたが、逐年にわたる平四への定数の切り上げが行われましたので、切り上げの元になる五等級の定数がどんどん減っておりますので、当然切り上げ数も減るわけで、私どもとしては、昨年のこの座談会のときにも申し上げたと思いますが、昭和五五年度予算で二桁に落ち込むのではないかと予測をしていたわけですが、ところが昭和五五年度予算是御承知のとおり一四八という三桁を獲得いたしましたので、昭和五六年度における五二という二桁への落ち込みは当然予測していたところです。次に、保長の関係では地・家裁係長一〇七、高裁係長を含めて全体で一六、四等級への切り上げが認められました。これも昨年度は

詰があつたこと、その内容がどういうものであったか、それに対して私どもがどういう対応をしたかについては、昨年のこの座談会の際に申し上げましたので、御承知のことと思いますが、そのことについて大さっぱら申し上げますと、「これまでの定数の改定の中には、職員の年齢構成の上がくれど、う事態を踏まえ、処遇に一貫性をもたせるための手当としての改定分が含まれていたのである。その部分は、上ぶくれの部分が解消するまでの間のいわば暫定的、過渡的な措置といべきものである。そこで、今後の定数の適正な管理運用を行なっていくために、人事院率下の各省庁には定数の回収に協力してもらつていて、裁判所も協力していただきたい。当面五〇歳から五五歳までの二等級から五等級までの定数を、四〇歳前後の人数まで縮減することを目的としている。その余った分の定数をその年齢層の人達が六〇歳というごとではぼやめていくまでの間に「一定率によって段階的に返して欲しい。」ということなのです。もう少し具体的に申し上げますと、現在の時点において仮りに五〇歳の人の数が一五〇〇で、四〇歳の人の数が一〇〇〇であるとすると五〇〇〇の数の出張りがあるということになります。その五〇〇〇といふ出張りは、一五〇〇という大きな山がやめていくと、次にその時点に達する時は四〇歳の一〇〇〇と、

う数の人達ですから、その差の五〇〇は余つてゐるということになります。余つてくるとなるなるかというと、つまりそのままの定数状況にしておくと非常に余裕があるので昇格水準が甘くなってしまふ、ところが、甘くなつてしまつた次に現在の大きな山よりはるかに小さい山ですが、もう一つの山があるので、その山がきたときにその部分をカバーしきれなくなつてしまふ。そこで、四〇歳のところを基準として考えた場合に五〇〇の出張りというものがあるとすれば、その部分というのは五〇歳の人が六〇歳になるまでの間に解消されるべきものである。(つまり頻度をやめていくわけですかね、その年間の離職率というものをかけた部分を毎年返してもらつておいて、次の山が来た場合の手当をするという発想から出たものなのです。従つて、五〇歳から六〇歳までの一〇年間の各年の減耗率が仮りに一〇パーセントということになりますと五〇〇の出張りを毎年五〇ずつ回収するということになるわけです。

そして、それは二等級から五等級の間に分布しているわけですから、その分の年齢別の一定の水準から出張った部分の減耗率をかけた部分を毎年返すといふことになるわけですが、財政当局から昭和五年度の定数改定の折衝の際、そのような話があり、各省庁には協力してもやつてはいるので、裁判所もせひ協力して

5 金 碳 氢

問題としては大きな問題である。回収の基準となる数をどの年齢に設定するのか、という点をとつてみても、例えば、四〇歳という年齢に設定すればその出張りは三〇〇〇にしかなりません。五〇〇〇になるが、仮にこれを三六歳とか三七歳におくとすると五〇〇〇という数が七〇〇〇という数になる可能性があるかもしれません。四三歳という年齢に設定するかといふこと一つをとっても回収の全体の数に非常に大きな影響を及ぼすことになる。それから更に、全体の回収の数が算定された場合、それを各年度毎にどういうふうに割り振って返していくかという点についても、また、その減耗率というのも、他の省庁に適用した減耗率をそのまま裁判所にあてはめていいみなければ軽々に結論は出せない問題である。また、一方において職員団体との対応の面も配慮しなければならない点也非常に大きい。ということを力説しまして、昭和五五年度の改定から直ちに実施

五五年度の定数改定折衝の始めの段階で、局としても、この話を出したのは、昭和五五年度の定数については、従前どおりの方式で結構です。但し、この回収問題は、お互ひできるだけ協力をしようと、この話を申し上げる時期としても選れたので、昭和五五年度の定数についても、具体的な方策を検討協議して、双方が合意し合える線を見出していくことにしまして、折合はしあないという基本線に立って、今後も折衝までの間にそのことについて財政当局から何度も寄り合ってきましたんでしたし、財政当局との間に全く何の具体的なやりとりをしないままきたわけです。ところが、昨年一二月の折衝の際、同じ話が出たままで何の話だったので、財政当局から、今まで何の話をされていないと見えたを覺えないということを強調しました。その結果、財政当局として、定数改定の折衝までの間に十分に意見交換もしないでしまって、そういう経緯からみると回収の本格的な実施の期は熱していないと見えたを得ないということを強調しました。その

つきまして、今後いろいろな面を考えてできるだけ裁判所全体のためにマイナスにならないよう努力していくつもりでおります。

次に、昭和五六年度の定数の改定を踏まえて、これをどういう形で選用していくかなどうことににつきましては、これまでも職員団体とも何度もやりとりをしましたし、いろんな機会にお話をしております。ですが、一般的に申しますと、巡回の員数は、公平性というふうなことを考へ、昇格水準だけは前年度の水準を何としても維持していくべきだということで、それに見合はうだけの定数を配布しております。主な点を拾い上げて申しますと、書記官の四等級の関係では、先程申し上げましたように定数の切り上げは予想したとおり二桁になりましたが、このことがあることを予測しまして三年前からいわゆるリザーブということで貯金をしておいたわけですね。このリザーブについては、職員団体から、非難が非常に強かつたのですが、しばらく先には平四の切り上げ定数が落ち込むことは目に見えているので、現在の昇格水準を維持するためには、昭和五四年度、五五年度の切り上げ定数を全部一杯人々その年度に使ってしまったのでは、大きく落ち込んだ場合にその昇格水準を維持できなくなってしまふということで、全部使わないで貯金していく、いわゆるリザーブという措置を取

とってきたわけです。本年度このリザーブ分を運用することによりまして、前年度の昇格基準を十分に維持できることになりました。従来苦しいながらもやつてきましたリザーブの効果が昭和五六年度から現わってきたといふことになるわけです。具体的に申しますと、本年度の平四の切り上げ数は五二ですが、全体の昇格可能数は一五〇台という措置をとつております。係長の四等級については、これも前年同様最も重点項目の一つとして折衝し、一応三桁の切り上げを確保したわけですが、定数的には非常に厳しい状況なのです。そこで、従来においても、平四のリザーブ分をただ寝かせておくといふことはせざる、四等級定数全体の運用としてほかの方にも活用し、係長の四等級についても、従前は切り上げ数より多い昇格可能数を出してきたわけですが、昭和五六年度におきましても、一五〇以前の昇格が可能になるような措置をとつております。なお、この関係につきましては、裁判所時報号外等で御承知のように、昨年の請求の当局の回答を踏まえて、支部検査の係長の四等級切り上げを昭和五六年度の要求から始めて読み切つたのですが、結果は残念ながら現に至りませんでした。しかし、この問題は、要求した初年度からさんなり入つてくる推進的なものとは考えておりませんので、今後ねばり強い折衝を続けてゆか

なければならぬと考えております。面暫定定数の要求が毎年六月下旬頃になりますので、その際、支部・検査係長の四等級突出しが可能かどうか十分検討し、できるだけの努力をしたいと考えておりますが、少なくとも現在の段階では、一五〇前後の昇格可能というのは本部係長という限定付きのものになります。

次に、速記官の三等級ボストの運用についてですが、速記官三等級は予算上は主任速記官となっております。昭和五五年度までに認められた四、四、六、一八の三等級定数につきましては、御承知のとおり、速記管理官あるいは速記副管理官として運用してきたわけです。これにつきましては、総務局に絶縁上の手当をしていただきまして、今回の一八のうち八つが従来の正又は副管理官という形で、一〇を主任速記官という形で、特に大きな年数の古い速記官のいる所に実施するとおりで、本年四月六日付で正・副管理官八名、四月一五日付で主任速記官一〇名をそれぞれ発令しました。主任速記官の発令所及び発令数は、東京地裁八名、広島地裁二名です。

ところで、今後の関係はどうなつて、いかかということは慎重に考えていかなければならぬ問題ですが、今後の關係でボスト増がいくつ認められるかといふことは可能ですが、これもそう多くはなく、すべて通勤可能な範囲内に納まつてましたが、本年度のケースでは、鳥取地裁の速記官を福山地裁の速記管理官に発令するという形で、住居の異動を伴うことが確定しませんとなかなか確定的なことを申し上げられません。今年は、新しい職制で実施したということで一步踏み出したことになりますが、昭和五七年以降も十分慎重に検討した上で、落着くべきいい発令をしていきたいと考えております。

なお、この関係の発令では、職員団体から、平三的な発令をしろという趣旨の

で配達されている関係で、正・副管理官といふ形での実施では、かえってアンバランスになつてしまつて、そこで、バランスのとれた運用をしていくためには別の形の実施を考えなければならないということがあります。しかし、速記所に管理職としてから、総務局の方へお願いし、鋭意検討していただいた結果、主任速記官という職制を新しく設けるという手当をしました。そのため、今回の一八のうち八つが従来の正又は副管理官という形で、一〇を主任速記官という形で、特に大きな年数の古い速記官のいる所に実施すると、又勤務先を異にし、住居の異動を伴うという発令も考えざるを得ないというものは一つの重要な要素として十分に考えていくべきことは育つております。それから、適材適所というところからいきますと、同期でありながら任命が逆されるということもちらばら論出でくる。これは本人の能力等によって当然なことであります。しかし、適材適所というところからいきますと、同期でありながら任命が逆されるということもちらばら論出でくる。これ

は、要するに、この関係においては、所を異にしての発令はありましたが、住居異動のケースはなく、すべて通勤可能な範囲内に納まつてましたが、本年度のケースでは、鳥取地裁の速記官を福山地裁の速記管理官に発令するという形で、住居の異動を伴う発令をしています。速記制度の発足当初、特に一期から三期あたりまでは大手に置いたので、速記官の配置数の多くは年にそいう期の古い人が多いという状況にありました。四期以降になりますと、そういう風になつていませんので、これをボストとして適材適所に配置するとなるとこれまでのような形では納まり切れないのでないかと予測しております。

す

75号 協会報 75号

次に、職員団体から強く要求されている事務官六等級の関係ですが、これも従来の水準を維持するということで二四〇台の昇格が可能になるよう定数を配付しています。これにつきましては、七等級五号俸一二月という定数配付の基準の一部をオーブンしております関係で、七の五一一二月の水準に達すれば誰でも彼でも昇格できるんだという誤解が相当あるようなのですが、今度の昇格交渉の際には、七の五一一二月というのは号俸で、その在職月数で、配付基準のうちの一部であり、このほかにも、等級別資格基準表からいっても、経験年数な在級年数なりの繋りがあるので、七の五一一二月という要件を満たせばすべて昇格できるのです。ということはしていないのだ、ということを説明をしております。

以上、等級別定数についての主な点を説明しましたが、一般的に言って厳しい状況にありますから、従来の昇格水準を何とか努力して維持していくことができるような手当をしております。

鈴木編集部長 どうもありがとうございました。等級別定数については、年を重ねることに厳しい状況になってきてるようですが、今後もよろしくご努力の程お願いいたします。ところで、速記官制度の三等級ボスト増により、主任速記官制導度が生まれ、規則の手当もなされたこと

についてのお話を伺いましたが、主任速記官としての位置づけ、またこれまで速記官の一般執務についての指導監督をしてきた主任書記官と新しくできた主任速記官との関係、その間の調整ということについて、当局としてはどのようにお考えでしょうか。

書記官と速記官との関係の運用上の問題

ことによ  
り、速記  
管理官、  
副管理官  
だけに運用してゆくのは組織上問題であ  
り、将来のことを考へると、主任速記官  
職制といふのを考へてよい時期にきて  
いるのではないかということ、本年度  
踏み切ったわけです。速記管理官職制が  
作られた昭和五三年のときにも、速記官  
の組織をどのように考へていいかという  
ことが検討の対象になつたのですが、そ  
の当時は、まだ全体としてどこまで三等  
級定数が伸びるかということがはつきり  
しませんでしたので、一応管理官とい  
う職制で出發したわけです。今回も、規  
則、通達の検討の段階では、主任速記官  
といふ職制をどのように位置づけるか  
だけです。また、主任速記官が部に置か  
れた場合の主任書記官との関係について  
も、これから経験の積み重ねにより工  
夫していくなければならない点があろう  
かと思います。部に置かれた書記官、速  
記官の指導監督は、それぞれ主任書記官、  
主任速記官の系列で行われるのが原則、  
通常の形態ではありますが、首席書記官  
の指導監督権に基づいて、場合によ  
ては主任書記官が部の速記官に対し、指  
導監督する行為に出ることも理論上は可  
能なことです。従つて、お互に、知  
らぬ、聞かぬということではなく、職務内  
容の違い、原則的な指導監督系列を相互  
に認識、理解しながらも、すべては裁判

専務が田辯にいくように、また、相互に経験を伝え、受け取る姿勢を持つ運用上もよくやっていたらことを私どもとしては期待しております。それから、主任速記官制度が置かれた以上は、組織として特定の所にだけ主任速記官が集まるとのないよう、筋の通った配置の仕組みを考へなければならないし、速記官の方々も裁判所の一つの組織として主任速記官というものがあるのだということを十分に認識していただきたいと思っております。



という職制をどのように位置づけるか



付与にあたり、どうすることを基本に考へるかということにつきましては、その第一点として、書記官有資格者の年齢分布を十分に考へて、各年度毎に均等に配分されるよう心がけていきたい、これは書記官に限らず事務官等他の職種についても言えることですが、年齢構成を約定型にしていきたいと考えております。それには書記官有資格者の年齢別分布から考へて、一年齢当り平均二十五人前後おればよいということになりますが、中途退職者がおりますので、それを加味すると年間三百〇人から三二〇人前後の職員に対し書記官資格を新規に付与すればよいと考えております。なお、四〇歳以下の中年間退職者は、過去の平均で全体の約五ペーセントですので、これは無視して考へてよいのではないかと思います。

従って、大ざっぱに申し上げて、四〇歳以下の年齢分布については一年齢当り三〇人強、四〇歳以上については一年齢当り二〇〇人強を中心にしてながら分布できればよいのではないかと考えております。

以上のようなことを基本にして、書記官資格の付与を年年度三百〇人から三二〇人とした場合には書記官の大體不足が予想され、特に、昭和六年から昭和六年までが、そのピークになると予測されます。この欠員をどうするかという問題につきましては、書記官事務を見直し、事務官へ肩代りできるものは肩代りしてもらつ、有資格事務官を書記官に切り替える、定年者の勤務延長、再任用制度を活用する、CPの拡充等は一時的に特別任用制度を考える等のことが考えられます。

最後に、勤務延長、再任用制度についてですが、定年制の施行と同時にこれが制度化されるといたしましても、その運用は、あくまでも臨時的、例外的に考へるのが基本であるうと思ひます。しかりから正規試験からの採用を心がけておりました。

し、欠員との関係では相当幅のある選用もしていかなくてはならないのではないかと思つてはおります。それは、要するに、務官のうち四〇歳未満の職員は一五〇〇人を超えております。更に、今後も毎年上級、中級で少なくとも年間二五〇人前後の採用を見込んでおりままで、その点については心配はないのではないかと思つております。又予備的には初級試験合格者がかなりおりますが、CP（任用試験）合格者は現在、年間六〇人位ですが、これを二、三〇人ふやしても、それ程極端な質的低下をきたすことはないと考えております。

以上のようなことを基本にして、書記官の大體退職時代を近づくに迎えて、書記官の退職後の進路開発について取組んでいます。一方、書記官の養成にはかなり年数がかかることが考えられます。定年制の施行後、書記官の定年後の勤務延長あるいは再任用という点について、更に御検討いただきたいと思います。

正盛参考官 確かに、勤務延長あるいは再任用ということは一石二鳥ということがあります。この欠員をどうするかといふ問題につきましては、書記官事務を見直し、年齢による下降させるということが可能であるならば、企業としても高齢者の労働力を抱え込むことができるのではないか、それは社会主体としてみても、高齢者がたくさんいるのに、その労働力を活用しないのは得策ではないのではないか、ということで、その前提として、賃金カーブをねかせるあるいは高齢になるに従つて下降させるということが考えられます。

北川給与課長 人事行政研究所が、日本で言われていますが、どうなのでしょうか。

いう時代における生涯雇用をどう考へるべきかということについて提言を發表したことがあります。それは、要するに、七〇歳以上の寿命があるという時代に、従来のような会社で言えば五五歳という年齢で職場から放り出していくのか、日本での年齢構成が高齢化に向つて猛スピードで突入しようとしている時期には、そ

ういう車輪を踏まえて人事行政を考えるべきではないか、そのためには全体の稼働期間を最もしていく方向で考へるべきではないか、いままでのよう前に勤続年数が長くなればなる程賃金カーブが上外していくような賃金体系を前提としたのは企業としても耐えられないであろうが、賃金カーブをねかせるあるいは高齢になるに従つて下降させるということが可能であるならば、企業としても高齢者の労働力を抱え込むことができるのではないか、それは社会主体としてみても、高齢者がたくさんいるのに、その労働力を活用しないのは得策ではないのではないか、ということで、その前提として、賃金と生活費の関係について、生活費が増加するのは教育費をさかの子を抱えている時期で、それを過ぎれば後は老夫婦二人だけであるから、扶養手当とか教育手当という手当的なものを賃金の中に大きく積み込んでおき、生活費がピークに達するときには賃金カーブもピークにならざるを得ないと思ひます。しかるよう

期が過ぎたら基本的なものだけにするというようにすればよいのではなかろうか、そのようにして雇用を考えるべきではないか、という提言なのです。この提言は非常に聞くべきところがあると思います。そういう大きな目で見れば、将来の方向としては雇用期間が延びていく方向にあることは間違いないと思います。

しかし、現在公務員について六〇歳定年制を導入するという時代ですらいろんな問題があるので、仮りに六〇歳定年制法案が今国会で成立したとしても、近い将来において果してそれが六五歳定年になっていくかといういろいろな大きな問題があり、そう簡単にはいかないと思います。

荒井第一課長 総務局としても、書記官の大量退職期へ向けての対策は、書記官のみでなく、速記官、事務官等の他の職員の関係を含めて定員配置の全体的な見直しという観点と、書記官事務、とりわけ、調書作成事務、訟廷事務の合理化、機械化という観点から、検討をしていきます。そのために、皆様方がいろいろな形で御意見を伺う機会を持ちたいと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。また、当然のことではありますか、人事局、書記官研修所等関係部門と最も密接な連絡を取り、検討会を重ねて、最善の実現的な対策を見出したいと考えております。

永井副会長 正盛参考官から書記官制度の展望として、書記官の現在将来の人の構成問題について説明を受けました

が、その中で、書記官事務の一部について事務官に肩代りさせるというお話をあ

りました。しかし、それにはそれ相応の納得という必要だと思います。そ

の納得されれば事務官諸君も協力する

と思います。そのためには、この段階に

おいて、書記官制度調査委員会を復活さ

せ、総務局、人事局はもち論のこと書記官修所あるいは書記官の代表者なども

入れる等総力を上げて検討していく必要があるのではないかと思います。私ども

書記官は、戦後これまで踏んできた向上

路線を下向させたり、同じような道を繰り返さないことを考えております。そ

うこ

とからも、書記官制度調査委員会

をもう一度復活させ、将来の書記官制度

を展望し、国民の負託に答えるよう

な

現在より更に進歩充実した書記官制度確立の体制造りを考えいただきたいと思

います。

荒井第一課長

総務局としても、書記官の大量退職期へ向けての対策は、書記官のみでなく、速記官、事務官等の他の職員の関係を含めて定員配置の全体的な見直しという観点と、書記官事務、とりわけ、調書作成事務、訟廷事務の合理化、機械化という観点から、検討をしていきます。そのため、皆様方がいろいろな形で御意見を伺う機会を持ちたいと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。また、当然のことではありますか、人事局、書記官研修所等関係部門と最も密接な連絡を取り、検討会を重ねて、最善の実現的な対策を見出したいと考えております。

永井副会長

現在、書記官は、ほ

とんどの

の

年

に

門を中心

に、重点

程

度まか

ない、訴

訟担当部

に

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

えております。昨年度も申し上げました  
ようだ、簡易裁判所判事につきまして  
は、これからも毎年三〇名程度の採用は  
続けてゆきたい考えであります。

次に、簡易裁判所判事の採用につきま  
して、昨年いわゆる安川簡易裁判所判事  
事件が契機となりまして、推薦基準の改  
正が行われました。すなわち、選考試験  
を受けるためには従来三五歳以上であ  
つたものが四〇歳以上に、在官年数一三  
年以上であったものが一八年以上になり  
ました。この改正理由につきましては、

簡易裁判所判事として相当であるという  
ためには、相当程度の社会経験を有し、  
その人格観が評価されている人の中か  
ら選考するのが相當時ではないか、法律的  
な観点のみからの選考では問題があるの  
ではないか、という反省檢討からなされ  
たのであります。

次に、昨年のこの座談会でも話題とし  
て出た簡易裁判所判事の勇退についてで  
すが、なるべく後輩の方、すなわち現在  
の書記官の方に門戸を広げるという意味  
から、六七歳以上で一〇年の任期をな  
ら再任期を迎えるには勇退をしてもら  
ってはどうだろうかということが問題に  
されまして、現実に今年の八月に一〇年  
目の任期を迎える方のうち數名につ  
きましては、後進に道を譲るということ  
で再任の希望をしないという申出を受け  
ております。また、そのようなことがこ  
とを考えられる方は、できるだけ選考試験

これからも続きますと、それだけ現在登記  
官で居られる方が簡易裁判所判事に選考  
される方が広がられるということになら  
うかと思います。また、昨年度から、特  
別の推薦を受けた方すなわち筆記試験免  
除を受けた方については、一〇年の任期  
で勇退ということを考えてもうたらどう  
うかということをお話ししまして、そういう  
ことを考えようという方向になつてお  
ります。

それから、従来筆記免除という推薦組  
の方は八名ないし九名という採用があり  
ましたが、昨年の安川事件を契機としま  
して、やはり簡易裁判所判事の資質とい  
うことを考えた場合には、人格観見とい  
うことが十分評価されている人からの任  
用の方がよろしいのではないかというよ  
うなことが言われて、本年度は、若干昨  
年よりも推薦組の方が増える見込みであ  
ります。従いまして、本年度の採用見込  
数は、筆記免除の方と試験組の方と合わ  
せて三〇数名になると考えております。

これからも、簡易裁判所判事としてふ  
さわしい方が多くなつていただけるよう  
な方向で任用を考えて行きたいと思って  
います。

最後に、この席上でお願いしたいこと  
は、五〇歳以上の方で主任書記官くらい  
になつておられる方で、簡易裁判所判事とし  
て法律的、人物的面においてよさわしい  
と考えられる方は、できるだけ選考試験

を受けていただきたいと考えております。  
す。以上でございます。

#### 四 民事執行法施行後の状況について

**鈴木編集部長** ありがとうございます。

た。それでは次の四のテーマに移らせて  
いただきます。民事執行法が施行され  
てから半年になりますが、書記官、執行  
官ともに権限が拡張されてスタートした  
わけですが、新法施行後の事件受理の傾  
向、あるいは、その処理態勢等はいかが  
でございましょうか。

永井二、三課長 御承知のとおり、執  
行事件は拡大傾向が続いておりまし  
て、例えば、五年前の昭和五一年と昭和  
五五年とを比較してみると、全体で四  
二パーセント増加しております。特に、特  
に、不動産競売事件については六〇ペー  
セントの増加となつております。

ところで、新法の施行に伴つて事件数  
がどうなつてているかということでありま  
すが、施行後日時があまり経過していま  
せんし、現在把握している統計は今年の  
二月まででありますので、確定的なこと  
は言えないのですが、次のような傾向が  
見られます。

新法施行前の昭和五九年九月は、非  
常に事件がふえたわけです。これは、申  
立費用の値上げであるとか、慣れた手続

で処理しておこうということで、いわゆ  
る駆け込み申立が随分あつたようです。  
したがつて、新法施行直後の一〇月はむ  
しろその反動で減つておりますが、一  
月以降は次第にふえております。そこ  
で、新法施行後の昭和五五年一〇月から  
昭和五六年二月までと一年前の昭和五四  
年一〇月から昭和五五年二月までとを比  
較してみますと、やはり、新法施行後の  
期間の方が事件全体としては六バーセン  
トほど増加しています。しかし、昭和五  
四年から昭和五五年の伸び率が全体とし  
て一四バーセントくらいあるわけですか  
ら、新法が施行されたことにより増加し  
たということより、執行事件全体の最  
近の増加傾向が反映しているのではないか  
とおもいます。ただ、債務執行  
事件で義務供託の範囲がふえましたの  
で、配当手続事件は明らかに増加してい  
ます。これは当初から予想されていたこ  
とです。

このような事件状況ですが、人件配置  
につきましては、定員上も新法施行前か  
ら本来執行事件全體がふえていることを  
加味して、増員すべきには手当をして  
きたわけです。具体的に執行部とのよ  
うに人員を配置するかという点について  
は、各所に委ねられており、また、支部  
とか小規模では執行事件と他の事務を  
担当している人もあるので、総務局とし  
て正確に把握しているわけではありません

12  
会員数  
が、全体として見ますと、この数年間で  
に執行担当者の実数はふえて来ておりま  
す。特に、昭和五五年一月の時点と前  
年同期とを比較してみますと、多くの店  
で新法施行に備えて人員配置をふやして  
おります。

そのほか事件の処理態勢の整備のため、これまでにも、研修、会議等の開催及び執行実務資料、能率器具の配布の充実について民事局、書記官修繕所、総務課とともに努力してきたところでありますし、今後ともできるだけの手当を続けてゆきたいと思っています。

## 五 研修制度について

五 研修制度について

重要なになっていくものと思います。書記官の進行管理事務として、事件についての調査が実施されており、今後とも継続すると聞いております。書研養成部に限らず中央研修とかブロック研修、そういうところにおいても調査の関係、調査等の基礎的な知識の講義を取り入れる等の方向で充実を図ってゆきたいと考えております。

各所におかれましても、そういう研修を終えた書記官の方を中心にして書記官研究会をもつとか、自序研修で不動産鑑定士を招いて講義を受け、知識を身に付けてゆくというようなことをお考えいただきたいと思います。以上でございます。

そういう観点から、書研では、現在養成部二部二部におきまして、不動産鑑定士による不動産関係についての講義が実施されており、今後とも継続すると聞いております。書研養成部に限らず中央研修とかブロック研修、そういうところにおいても調査の関係、調査等の基礎的な知識の講義を取り入れる等の方向で充実を図ってゆきたいと考えております。

各所におかれましても、そういう研修を終えた書記官の方を中心にして書記官研究会をもつとか、自序研修で不動産鑑定士を招いて講義を受け、知識を身に付けてゆくというようなことをお考えいただきたいと思います。以上でございます。

六 退職書記官の道筋について

なく、われわれ長年法律実務に携わって来た者の能力の再活用という意味を含めて、テーマに上げた次第です。

書記官及び一般職の退職後の適職開発年度について、特にお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

堀籠任用課長 昭和五五金計年度における書記官の退職者数は、七九名で、そのうち二六名が自己都合退職です。

最近五年間の書記官の退職者数を見てみますと、昭和五一年八八名、二年一三三名、三年一二二名、四年一五三名、五年一七九名という具合に、書記官の退職者数も増えております。

昭和五五金計年度における退職者の進路でありますと、簡易裁判所判事が二七名で、この中には三名の家庭裁判所調査官も入っております。昨年の採用は三〇名でしたから、三名は外部の方というになります。それから、執行官に採用された方は五〇名余、司法書士に採用された方は四五名、公証人はゼロ、司法修習生になった方が二名、調停委員になつた方が一〇〇名弱、副後事はゼロという情況であります。

今後の見通しの点ですが、昨年も述べましたとおり、簡易裁判所判事とか公証人について枠を広げることは極めてむつかしい情況にあります。執行官、調停委員、司法書士等については、今後多少の伸びは期待できるかも知れませんが、こ

なく、われわれ長年法律実務に携わって来た者の能力の再活用という意味を含めて、テーマに上げた次第です。

書記官及び一般職の退職後の適職開拓について、特にお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

堀籠任用課長 昭和五五金会年度における書記官の退職者数は一七九名で、そのうち二六名が自己都合退職です。

最近五年間の書記官の退職者数を見てみますと、昭和五一年八八名、五二一年一二三名、五三年一二二名、五四年一五三名、五五年一七九名という具合に、書記官の退職者数も増えております。

昭和五五年会計年度における退職者の進路でありますと、簡易裁判所判事が七名で、この中には三名の家庭裁判所調査官も入っております。昨年の採用は三〇名でしたから、三名は外務の方というになります。それから、執行官に採用された方は五〇名余、司法書士に採用された方は四五名、公証人はゼロ、司法修習生になった方が二名、調査委員になつた方が一〇〇名弱、副課長ゼロという情況であります。

今後の見通しの点ですが、昨年も述べましたとおり、簡易裁判所判事とか公証

これらの職種も、退職記録の單なるは  
口と考へるのは適當でなく、それなり  
人を送る必要があるわけでござります  
で、これらの退路を退職後の進路先と  
うことで、多くを期待することは必ず  
も榮なことではないという風に考へ  
ます。それから、再任用につきましては、  
程、正盛事務官から述べたとおりであ  
ますが、某年度で数百人に達する退職  
のすべてについて、その退路を開発する  
ということは非常に困難に思われます。  
しかし、定年の数年前に勇退する職員  
については、できるだけ退路を考える  
事があろうと思われますので、人事担当  
におきまして、退職後の進路について  
どういう風に考へるかという人事担当者  
態勢づくりということは、今後考えてい  
かなければならぬのではないかと思つ  
てゐます。

は、これからも努力していきたいと考えております。

## 七 総務局三課の作業計画について

鈴木編集部長 ありがとうございます。また、調停委員の推薦についてもよろしくお願ひいたします。

時間の関係もござりますので七のテーマにすめさせていただきたいと思います。総務局三課の業務計画についてお聞かせいただきたいと思います。

杉原参事官 総務局三課が計画してお

ります本年度の主な業務計画の概要をお

話したいと思います。

### 第一点

は、首席書記官会

書記官会

同の開催

予定でございま

す。これは二本予定しております。一本は、民事

は二本予定しております。一本は、民事

準じたような、三分方式、四分方式等の事項別分類方法を現に採用しておられるところありますし、また、試行しておられたところのことがわかりました。

### 永井二、三課長

ここで、事件記録の取扱いについて総務局からお願いしておきたいことがございます。実は、事件記録の紛失とか損傷という事故が、去年あたりから非常に多くなって来ておりま

す。これは、保管責任者である書記官

の責任ではありませんので、裁判官、調

査官等のほか関係機関の職員の不注意に

による事故の発生も少なくないわけであ

ります。御承知のとおり、事件記録の取扱いに関しましては、昭和五〇年八月二八

日付けの総務局長通達「事件記録の保管

及び送付に関する事務の取扱いについ

て」において、事務処理方法が定められ

ております。保管責任者あります書記

官としては、この通達の趣旨に沿つた厳

格な取扱いを行つて、過誤による事故が

発生しないよう努めていただきたい。

特に、記録を貸出す場合には、受領者に

対し、紛失等をしないよう十分注意を

喚起し、貸出し後相当の期間が経過して

も返還されないような場合には、その所

在等を確認することもしていただきたいと

思ひます。

なお、この点について、日々、総務局

長から各府あてに書簡の形で、記録の取

扱いに関して、十分に通達の趣旨を徹底

させて事故防止対策を考えいただき

ております。

以上二月にかけて予定しております。テ

ーマとしては、書記官事務の合理化、省

力化の問題及び押収物関係の問題を取り

上げていただく予定であります。

第二点は、訟訟執行資料の刊行予定で

あります。家庭裁判所関係の書記官会

と協議要録の作成を計画しております。

これは、昭和四八年一月に四三号として

発刊されて以来刊行されておりませんの

で、昭和四七年から五五年までの分を収

録して発刊したいという計画であります。

そこで、事件記録編成試案を作りまし

た。この試案は、事項別分類方法による

三分方式によるものです。これを、本年

の一月に開催いたしました家庭裁判所首

席書記官中央会の席上に配布し、各府

の首席書記官に意見しました。この試

案をまず、各府で御検討いただきまし

て、この四月末までに、これに対する御

意見をいたすことになつております。

今後の作業計画でござりますが、四月

末に集まりました各府の御意見を集約

し、それらの意見を盛り込みまして総務

局案を作りたいと考えております。そし

て、あらためて、この総務局案を全国の

家庭裁判所等へ求意見することにしてお

ります。更に、これに対する各府の御意

見が集まましたら、集約して検討を重

ね、必要に応じまして、更に、第二次案

を作り、もう一度求意見をするというこ

とも考えております。このように煮つめ

てまいりまして、年内に最終案を作成し

まして、最終的な求意見を行い、各府の

御賛同をえまして、来年四月一日実施を



ます。

ますかどうか、お話をいただければと思います。

がかなり強いわけで、これを譲ることにつけては、かなりの抵抗がある。

について少なくとも二人派遣は確保して

錦木編集部長 記録の保管責任者であるわれわれ書記官にとって、記録の紛失や損傷が多いということを聞くことは避けられないほど恥ずかしいことです。今後この点については一層注意していきたいと思います。

北川謙長 結論としてはなにもあります  
せん。いま、給与関係のいろんな制度の  
見なおしをするというテーマが出てお  
り、そのひとつとして諸手当の間の整合  
性の問題が入っているので、当然その中  
で号令調整も検討の対象に上ってくると

か現実するところがむづかしい情況にあるわけあります。しかしながら、どういとしましても、一つでも二つでもそういううボストを増やすことが、将來書記官の方にとつても好ましいことであるといふことで今後とも努力してゆきたいと考えます。

きたいと思っております。  
鈴木編集部長 ありがとうございます。  
た。最後になりますが、首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則が本年三月六日に公布され四月六日から施行されました。が、「首席書記官等に関する規則」によるもので、

先程、杉原參事官から、首席書記官等の同の予定をお聞きしましたが、総務局、家庭局の御好意により、今月発行の書籍「家庭四号」に、資料として「家庭裁判所と裁判官」を掲載させていただきました。今書協としては、今後もこの種の資料を会報に掲載したいと思っておりますので、資料の提供についてよろしく御協力の程お願いをします。

思いますが、今のところは、昨年の一月から始まりました微調整的な手直しの段階で推移していくと思います。もう少し根本的な見なおしというものは、給与諸制度の見なおしというなかで、諸手当の相互の整合性の問題として検討されていくのだろうと思いまが、特に今のところ新しい動きはあまりありません。――

鈴木編集部長 どうもありがとうございます。  
いました。よろしくお願ひいたします。  
次に書記官の海外派遣についてです。  
が、当局のお手折りによりまして、本年は  
三月一四日から四月一〇日まで、全国書  
協の会長である平山法廷主席書記官宣  
が、出張されました。以後も引き続き、  
一名とわざ二名くらゐ見尾方につき、

荒井一謙長「大法廷首席書記官等に關する規則」ということに題名が改まり規則が改まつたわけですが、その一番のきっかけは、主任述記官という職制を作ることでした。それに伴つて、連記官の指導監督に関する規定の改正及び多少の文句の修正等があつたわけですが、お話ししただけのことであります。

八 そ の 他  
鈴木編集部長 これで予定のテーマは終りましたが、最後にその他ということも、二、三お話をいただきたいと思います。

かがいましたが、当局から法務省へ強力に要望していただいているということは伺っておりますが、今後とも御尽力をお願いいたいと思います。なお、今後の展望についてお話をただけることがございましたらお願いいたします。

荒井一課長 每年話題になっていることですが、裁判所の外国出張の関係については、裁判官、一般職いすれについても現状維持なかなか大変だというのが実状です。航空運賃が、毎年直上りで

その一として、書記官の調整問題についてお聞きいたしたいと思います。昭和五五年一月一日から、基本調整率四・一・セントのうち一・セントの部分を、中銀預金の「一・ペーセント相当額に固定する」ということに削除がありましたが、その後の問題について状況の変化等がありましたが、その後の問題について状況の変化等がありましたが、その後の問題について状況の変化等がありました。

提籠任用課長 記官から公証人になつてゐるのは取手、田辺、三次、沖縄の四ヵ所です。書記官から公証人への採用につきましては、法務省の方にときどきお問い合わせを行つておりましたが、法務省の方も、従来の地方公証人から任用されるひとつの様といふようなことで耳得を許してゐる

るのに対し、予算は変わらない、そのため実行上いろいろな制約を受けるといふことになるわけです。なんとか新しいアイディアをもつてやってゆきたいと思ってますが、新しい道をひらくことが極めてむつかしい状況にあります。いろいろ工夫をこらして、状況をうなづいて、

鈴木彌集部長 どうもありがとうございました。このことでそのままにならなかったわけであります。

鈴木彌集部長 どうもありがとうございましたがどうございました。これで予定のテーマは全部終りました。長時間にわたり貴重なお話をただきありがとうございました。これもって本日の座談会を終らせていただ